（自動車税の基準税額の算定方法）

第二十四条　自動車税の基準税額は、環境性能割に係る基準税額及び種別割に係る基準税額の合算額とする。

２　環境性能割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額に〇・四一五一二五を乗じて得た額とする。ただし、指定都市を包括する都道府県の基準税額は、当該額から当該都道府県の区域内の指定都市ごとに第三十八条の二第一号の規定によつて算定した額（地方税法第百七十七条の六第二項に係る額に限る。）を控除した額とする。

算式

(92,100 円×α）×（A × 0.996）

(92,100 円×α）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A × 0.996）に整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度において自動車税環境性能割の課税の対象となつた自動車（地方税法第 146 条第 2 項の規定によつてその取得が課税対象とならない自動車、同法第 148 条、第 149 条、第 150 条、第 158 条、附則第 12 条の 2 の 10 若しくは附則第 53 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定によつてその取得に対して自動車税の環境性能割を課することができない自動車又は同法第 164 条第 1 項、第 165 条第 1 項若しくは附則第 53 条の 2 第 3 項の規定によつてその取得に対する自動車税の環境性能割の納税義務が免除された自動車を除く。）の台数

α　別表第 12(1)に定める率

３　種別割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

(26,900 円×α）×（A × 0.910）＋（29,800 円×β）×（B × 0.910）＋（7,700 円×γ）×（C × 0.910）＋（9,500 円×δ）× D

(26,900 円×α）、（29,800 円×β）、（7,700 円×γ）及び（9,500 円×δ）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A × 0.910）、（B × 0.910）及び（C × 0.910）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度の 3 月 31 日現在において道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 6 条に規定する自動車登録ファイルに登録されている自動車の台数（大型特殊自動車の台数、地方税法第 148 条及び附則第 54 条の規定により自動車税を課することができない又は自動車税の納税義務が免除された自動車の台数、同ファイルに登録されている自動車の台数のうち東日本大震災により滅失した自動車の台数並びに同ファイルに登録されている自動車の台数のうち道路運送法車両法第 15 条第 1 項の規定による永久抹消登録をする場合、同法第 13 条第 1 項の規定による移転登録及び同法第 16 条第 1 項の規定による一時抹消登録を同時にする場合並びに同法第 13 条第 1 項の規定による移転登録及び同法第 15 条の 2 第 1 項の規定による輸出抹消仮登録を同時にする場合の手続に伴う地方税法第 177 条の 13 の規定による申告がされた自

α　別表第十の三に定める率

（自動車税の基準税額の算定方法）

第二十四条　自動車税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛(27,200 円×α）×（A × 0.909）＋(29,600 円×β）×（B × 0.909）＋(8,000 円×γ）×（C × 0.909）＋(9,400 円×δ）× D｝× 0.9907

(27,200 円×α）、(29,600 円×β）、(8,000 円×γ）及び(9,400 円×δ）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A × 0.909）、（B × 0.909）及び（C × 0.909）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度の 3 月 31 日現在において道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 6 条に規定する自動車登録ファイルに登録されている自動車の台数（大型特殊自動車並びに地方税法第 146 条及び附則第 54 条の規定により自動車税を課することができない又は自動車税の納税義務が免除された自動車の台数並びに同ファイルに登録されている自動車の台数のうち東日本大震災により滅失した自動車の台数を除く。以下この条において「課税台数」という。）のうち地方税法附則第 12 条の 3 における税率の特例の対象となる台数（以下この条において「グリーン化に係る台数」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第 13 条第 3 項及び第 14 条第 6 項の規定の適用を受ける者の所有するものの台数（以下この条において「合衆国軍隊構成員等所有台数」という。）を控除した台数

B　課税台数のうちグリーン化に係る台数（地方税法附則第 12 条の 3 第 1 項の対象となるものに限る。）

C　課税台数のうちグリーン化に係る台数（地方税法附則第 12 条の 3 第 3 項及び第 4 項の対象となるものに限る。）

D　課税台数のうち合衆国軍隊構成員等所有台数

α　別表第十二の A 欄に定める基準税率補正率

β　別表第十二の B 欄に定める基準税率補正率

γ　別表第十二の C 欄に定める基準税率補正率

δ　別表第十二の D 欄に定める基準税率補正率